

第 28 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 11 月 25 日（金）午前 9 時 39 分から 10 時 13 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子		
会長職務代理者		欠席		
農業委員	1 番	高田 真盛	2 番	牛野 進一郎
	3 番	久保田 力雄	4 番	砂坂 浩一郎
	5 番	小山 幸良	6 番	寺内 秀昭
	7 番	河野 律雄	8 番	古市 道則
	9 番	中畠 一三	1 0 番	中之藪 堅二郎

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田 善昭	ロ.	向井 克巳
ハ.	中園 廣行	ニ.	雨田 俊孝
ホ.	小脇 尚武		

4. 欠席委員

農業委員 1 1 番 西田 三郎

農地利用最適化推進委員（順不同）

ヘ.	片板 大作	ト.	中峯 哲義
チ.	原田 晃生		

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 4 年度第 28 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農地振興係長 山田 直樹

農地振興係 日高 美保

農地集積支援員 牛野 学

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ておりますので報告します。
議席番号 11 番 西田三郎委員。
農地利用最適化推進委員の片板大作推進委委員、中峯哲義推進委員、原田晃生推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第 6 条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 続いて、資料の訂正をお願いします。事務局。
事務局 すみません。資料の訂正をお願いします。
資料 86 ページをお開きください。
86 ページの中央部に、「転用計画」とありますが、その中の「工事計画」のところ、令和 5 年 5 月から令和 5 年 9 月とあるのを、令和 5 年 1 月から令和 5 年 9 月ということで訂正をお願いします。隣の「資金」になりますが、土地取得費はそのままいいのですが、追加をお願いします。土地造成費〇〇円、合計額〇〇円となります。
資料 87 ページ、(農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書) 中段の工事計画についても令和 5 年 5 月から令和 5 年 9 月とあるのを令和 5 年 1 月から令和 5 年 9 月に訂正してください。下段の方にも資金内訳の記入がございますのでお目通しください。
資料をめくっていただいて、造成計画平面図・地図が入っているものと事業計画書、それから被害防除計画書です。平面図は 2 枚で、広い A 3 の用紙が付いていると思います。こちらの追加資料ですが、総会資料後に後ろの A 3 の用紙は回収させていただきますので、終了後私の方までお渡しください。
よろしくをお願いします。以上で訂正箇所と追加資料について説明いたしました。
- 議長 長 皆さん、資料の訂正箇所については、よろしいですか。
(「はい。」の声あり)
- 議長 長 ただいまから、第 28 回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 2 番 牛野進一郎委員、3 番 久保田力雄委員を指名します。
- 議長 長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 4 年度第 28 号農用地利用集積計画書(案)に対す

る意見決定について、を議題にします。

尚、農地中間管理権の整理番号1番において4番委員が、農業委員会法第31条第1項、議事参与の制限に該当することになりますので退席をお願いいたします。

(4番委員、退席)

議長 それでは、事務局より議案第1号 農地中間管理権の整理番号1番の説明をお願いいたします。事務局。

事務局 資料は、9ページをお開きください。

農地中間管理事業による利用権の設定について、整理番号1番は、〇〇××番地 A・70歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Bが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外1筆、地目は畑、面積は2筆合計で●●㎡、さとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り〇千円で、期間は10年です。

図面は12ページに添付しております。

農地中間管理権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号 農地中間管理権 整理番号1番の農用地利用集積計画(案)についての承認を求めます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号 農地中間管理権 整理番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号 農地中間管理権 整理番号1番については、原案のとおり決定いたしました。

4番委員の入場を求めます。

(4番委員、着席)

議長 議事を進行します。議案第1号残りの案件の説明をお願いいたします。事務局。

事務局 資料の2ページをお開きください。

議案第1号は、農用地利用集積計画(案)の承認についてです。令和4年11月30日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権2件・先ほどの農地中間管理権1件を含めて9件)を定めたいので承認を求めるものです。

私の方で、農用地利用集積計画（案）の内の賃借権 2 件について、説明を行います。

資料 3 ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日が令和 4 年 11 月 30 日とするもので、始期を令和 4 年 12 月 1 日、終期を令和 14 年 11 月 30 日とするもので、期間は 10 年で、畑が●●㎡の 1 件と、同じく交付年月日が令和 4 年 11 月 30 日とするもので、始期を令和 4 年 12 月 1 日、終期を令和 9 年 11 月 30 日とするもので、期間は 5 年、畑が●●㎡の 1 件で、計 2 件となります。

資料の 4 ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号 1 番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 C・60 歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 D・61 歳で、経営面積は●●㎡です。土地の所在が〇〇字△△××番、外に畑が 3 筆で、合計●●㎡となります。さとうきびを作付けし、賃借料は 10 アール当り〇万円で現金支払いとなっております。期間が 10 年の再設定です。

整理番号 2 番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 E・93 歳。利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 F・61 歳で、経営面積は●●㎡です。土地の所在が〇〇字△△××番、畑で、●●㎡となります。牧草を作付けし、賃借料は 10 アール当り〇万円で現金支払いとなっております。期間が 5 年の再設定です。図面は 5 ページから添付しております。

以上、議案第 1 号の農用地利用集積計画（案）の内、賃借権 2 件についての説明を終わります。

事務局

続きまして、議案第 1 号残りの案件についてご説明いたします。

資料は、8 ページをお開きください。

農地中間管理権の設定です。公告年月日は令和 4 年 11 月 30 日、期間は令和 4 年 12 月 1 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 5 年間が 5 件。期間が令和 4 年 12 月 1 日から令和 14 年 11 月 30 日までの 10 年間が 3 件です。

資料 9 ページをお開きください。

整理番号 2 番は、〇〇××番地 G・69 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、H が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外 1 筆、地目は田、面積は 2 筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は粃〇〇kg の現物渡し、期間は 5 年です。図面は 13 ページに添付しております。

整理番号 3 番は、国分市〇〇×× I・61 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、J が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外 1 筆、地目は畑、面積は 2 筆合計で●●㎡、さとうきびを耕作します。

賃借料は10アール当り〇万円で、期間は10年です。図面は14、15ページに添付しております。

整理番号4番は、国分市〇〇×× I・61歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Kが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡、甘しょを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は10年です。図面は14ページに添付しております。

資料10ページをお開きください。

整理番号5番は、〇〇××番地 L・87歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Mが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は田、面積は●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年です。図面は16ページに添付しております。

整理番号6番は、〇〇××番地 N・70歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Mが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外1筆、地目は田、面積は2筆で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年です。図面は16ページに添付しております。

整理番号7番は、〇〇××番地 O・46歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Pが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外4筆、地目は田、面積は5筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年です。図面は17、18ページに添付しております。

整理番号8番は、〇〇××番地 Q・51歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Rが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡、スナッフエンドウを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年です。図面は19ページに添付しております。

資料は11ページです。

整理番号9番は、〇〇××番地 S・76歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Tが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は田、面積は●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年です。図面は20ページに添付しております。

農地中間管理権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号残りの案件の農用地利用集積計画についての承認を求めます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第1号残りの案件については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：U、
譲受人：V 外8件を議題にします。
事務局 それでは事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。事務局。
資料21ページをお開きください。
議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が9件です。
整理番号1番から資料を読み上げます。
整理番号1番から3番までは、譲渡人が南種子町〇〇××番地 Uです。
整理番号1番の譲受人は、南種子町〇〇××番地 V。
土地の所在が、〇〇字△△××番 外6筆。地目は畑、地積合計は●●
㎡です。
所有権移転で、名義整理によるものです。
この件につきましては、24ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は33ページから添付しています。
整理番号2番。譲受人は南種子町〇〇××番地 Wです。
土地の所在が、〇〇字△△××番。現況地目は畑、地積は●●㎡。
所有権移転で、名義整理によるものです。
この件につきましては、25ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は39ページから添付しています。
整理番号3番。譲受人は南種子町〇〇××番地 Xです。
土地の所在が、〇〇字△△××番 外2筆。地目は田、地積合計は●●
㎡。
所有権移転で、名義整理によるものです。
この件につきましては、26ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は45ページから添付しています。
整理番号4番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 Y。
譲受人は南種子町〇〇××番地 Wです。
土地の所在が、〇〇字△△××番 外8筆、現況地目は田及び畑、地積
合計は●●㎡です。
所有権移転で、贈与及び経営移譲によるものです。
この件につきましては、27ページの調査書にあるとおり、農地法第3条

第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は51ページから添付しています。
資料22ページをお開きください。
整理番号5番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 Z。
譲受人は南種子町〇〇××番地 Xです。
土地の所在が、〇〇字△△××番 外16筆、地目は畑及び田、地積合計は●●m²です。
所有権移転で、贈与及び経営移譲によるものです。
この件につきましては、28ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は59ページから添付しています。

整理番号6番から9番までの譲受人は南種子町〇〇××番地 aです。
整理番号6番。譲渡人は南種子町〇〇××番地 b。
土地の所在が、〇〇字△△××番 外1筆。地目は畑、地積合計は●●m²。
所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。
この件につきましては、29ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は67ページから添付しています。
整理番号7番。譲渡人は南種子町〇〇××番地 c。
土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m²です。
所有権移転で、贈与及び経営移譲によるものです。
この件につきましては、30ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は71ページから添付しています。
資料23ページをお開きください。
整理番号8番。譲渡人は南種子町〇〇××番地 d。
土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m²です。
所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。
この件につきましては、31ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は76ページから添付しています。
整理番号9番。譲渡人は鹿児島市〇〇××番地 e。
土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m²です。
所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。
この件につきましては、32ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は81ページから添付しています。

以上9件につきましては、11月11日の現地調査により耕作等について確認しております。

これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番から5番まで、5番委員。

5番委員 先月もあったんですが、Uが今名義変更ということで、譲渡しております。その関係で、Vさん、Wさん、Xさんについて、3件の譲渡をしたいということで、図面の方はVさんが38ページ、Wさんが43ページと44ページ、それからXさんについては、後もって資料をお目通しくださる様をお願いします。

Yさんは高齢のためにWさん、息子さんですが、名義変更をしたいということで、上がってきております。現在はキビを作ったりしておりますが先々は花をやりたいということでした。

ZさんからXさんは、現在3年ぐらい、お父さんが病んでから作っていない、手入れも行き届かないということです。〇〇の仕事が朝晩忙しいのですが、今後2、3年でやっていきたいということですので、よろしくお願いします。

議長 整理番号6番から9番まで、9番委員。

9番委員 ただいま事務局よりご説明がありましたように、bさんからaさん。cさんからaさん、これは親子ということであります。後、dさんからaさん、eさんからaさん、という4つの案件が出されております。

現場の方にも行ったんですけれども、ほとんど果樹ということで、畑の方も手入れが行き届いておりまして、私としてはよろしいんじゃないかと思えます。特に問題はありませぬ。皆さんから何かありましたらお答えしますのでよろしくお願いします。

議長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、イ推進委員。

イ推進委員 整理番号1番から3番は、Uから共有地の名義移転の件なんですけど、先月も10件ほどあったと思うんですが、この3件だけ遅れたというのは、申請書の作成の関係だったんでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 お答えします。今月出されたものが10月に申請が出されたもので、不足していた分とかではなくて、申請が10月に出たものを今月の総会に諮っているということです。

議 長
イ推進委員

よろしいですか。

はい。後もう1件よろしいですか。同じUについてなんですが、資料33ページからの申請書類なんですが、これは前も質問して特に問題ないという回答をいただいた記憶がありますが、Uの代表者、譲渡人・譲受人の代理人が同じ氏名というのは、どうしても違和感があります。Uの代表者を現公民館長の氏名に変更するというのは、農業委員会からそういう指導ができないんですかね。

議 長
事 務 局

はい、事務局。

お答えします。認可地縁団体の代表者に関しては、その団体の総会で諮っていただいて決定するもので、農業委員会としてはそこを指導、またはお願いすべきものではないと考えています。後、申請する代理人としては行政書士として申請されていますが、代表者名と同じであるのは問題ないと考えています。

イ推進委員
議 長

分かりました。

他に質疑はございませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長
10 番委員

はい、10番委員。

整理番号8番・9番ですが、面積は違うが金額は一緒であるのは理由があるのでしょうか。

議 長
事 務 局

はい、事務局。

お答えします。この対価については、それぞれ面積が違いますが、対価が一緒というのは双方の話し合いによりこの金額になっていますので、話し合いの結果ということで回答します。

10 番委員
議 長

はい。よろしいです。

他にございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長
事 務 局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：f、譲受人：南種子町を議題にします。

それでは事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局。

資料の86ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が南種子町。

譲渡人が南種子町〇〇××番地 fです。

土地の所在は、〇〇字△△××番。地目は畑。地積は●●㎡です。

工事計画は、令和5年1月から令和5年9月までの9ヶ月間。

資金は、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、合計〇〇円です。

転用目的が、移住定住促進住宅用地の造成です。市町村が行う宅地造成については、農地法施行規則第57条第5号のレにより許可可能です。

転用事由の詳細としまして「各地域における住宅環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、公民連携（PPP）により、民間の持つ多様多様なノウハウ・技術を活用して、移住定住促進住宅を建設することを目的に、建設用地を取得し、造成する。」とのことです。

周囲の状況につきましては、申請地周辺は農地が広がっており、北側に県道となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

(1) 造成計画が、盛土・切土を最低0.5m 最高1m行う。

(2) それに伴う被害防除策として、法面保護を行う。

(3) 排水計画として、雨水は水路放流となっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第1種農地」の「公共性が高いと認められる事業に供する場合」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は87ページから添付しています。

この件につきましては、11月11日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ただいまの説明に関連して現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番、6番委員。

6番委員 この土地ですけど、〇〇小学校から200mから250m位の場所にあります。他に適当な場所が無いということで、町から土地を提供できないかという相談がありました。この土地は、牛の採草放牧地となっております。それで、町が事業をやるので良いよということです。そういうことで町から依頼がありましたので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「異議なし。」の声あり)

質疑がないようですので、ここで6番委員には農業委員会法第31条第1項の議事参与の制限に該当することから退席をお願いします。

(6番委員、退席)

議 長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を

お願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

6番委員の入場を求めます。

(6番委員、着席)

議 長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。